

# 「新宿区・地域との協働推進計画」 に対するご意見と区の考え方

(パブリック・コメント制度)

新宿区・地域との協働推進計画(案)につきましては、パブリック・コメント制度により区民の皆様からご意見をお寄せいただき、まことにありがとうございました。区では、皆様のご意見を参考としつつ、このたび新宿区・地域との協働推進計画を策定いたしました。

お寄せいただいたご意見と区の考え方につきましては、裏面のとおりです。(いずれのご意見等も、計画(案)の修正に至るものではなく、区の考え方をお示しいたしました。)

なお、新宿区・地域との協働推進計画書は、特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、区政情報センター(区役所本庁舎1階)で有償頒布しています。

## 1 パブリック・コメント実施期間

平成16年2月15日～3月1日

## 2 皆様のご意見等の数

17件(8人)が寄せられました。

## 3 問合せ先

新宿区区民部協働推進担当 電話5273-3872(直通)

	意見等の概要	区の考え方
1	「世代・性別・国籍・障害の態様を超えた多くの区民」という記述はあるが、心身障害者との「協働」という観点が少ないと感じた。現在、心身障害者が健常者と共に働く場というものが非常に少ない。ぜひ心身障害者「との」協働も推進して頂きたい。	ご意見にもある「世代・性別・国籍・障害の態様を超えた多くの区民」との協働を推進するために、28の「仕組みづくり推進プラン」をまとめたものです。したがって、障害のある方も、地域を構成する一員として「協働」の担い手であると考えています。具体的には、活動の場も含め、障害のある方との協働について、障害者福祉活動事業助成や施設の管理などの事業で、引き続き積極的に推進していきます。
2	新宿区内のたくさんのNPO・NGOを区政改善に活かすため、連絡協議会づくりや統廃合で空いた校舎の提供が考えられる。とりあえずは団体代表と区長との歓談会を提案する。	協働を進めるためには、区と様々な団体との交流を深めることは重要なことと考えています。NPOなどが持つ先駆性・機動性を活かした協働の推進は、これからの区政運営に欠くことはできません。様々な交流の機会を捉え、意思の疎通を図ってまいります。また、区の遊休施設については、多様な活用方法の一つとして、協働のモデル事業の試行に取り組みます。
3	NPOとして中途失聴・難聴者にも暮らしよいまちづくりのためのモニターや提言・中途失聴難聴者のためのコミュニケーション支援(手話、読話)・またそれらに係わる行政窓口に対する意見提案・講師派遣・啓蒙活動などに協力できると考えている。	NPO団体の先駆性・専門性などを活かした区との協働の推進は益々重要性を増すものと考えます。ご提案の点につきましては、貴重なご意見として、区事業を実施する際に十分参考とさせていただきます。また、NPO団体からの具体的な事業提案につきましては、今後、「協働推進基金」による助成や「事業提案制度」によっても取り組んでいきます。
4	事業の総点検と事業評価制度の導入は、区の行う全ての事業においてPDCAをしっかりと実践する形で取り組んで欲しい。	区の行う全ての事業について、常に点検と評価を行うことは欠かせないものと考えています。現在区では、平成11年度から行政評価制度を実施していますが、計画案にある、「事業の総点検」「事業評価制度の導入」は、「協働」の視点から、計画・実行・評価・見直し(PDCA)を行ってまいります。

5	<p>ポイ捨て禁止条例なども、作った後での、教育現場や具体的な区民への呼びかけなどの職員の取組みが大切である。区民に定着していくための積み重ね・実践を行うべきである。</p>	<p>「ポイ捨て禁止」の施行と取組みについて貴重なご意見と受け止めています。環境美化は多くの区民のみなさんとの協働により取り組む区の重要課題です。条例の制定趣旨を着実に実現し、具体的な協働事例を積み重ね、多くの区民に理解されるよう、積極的な情報発信に努めていきます。</p>
6	<p>協働の原点は職員の現場感覚であり、高齢者、子育て、障害者、防犯防火などへの関心は具体的にどのようになっているのか。仕組みではなく、実践する人間が大切。仕組みを運用する職員教育がおろそかでは成功は難しい。職員能力の発揮に期待する。</p>	<p>協働を推進するためには、区職員の意識改革が必要であることは、ご意見のとおりです。環境美化に加え、高齢者、子育て、障害者、防犯防火などの区の重要課題に区民のみなさんと協働で対応していくため、現場感覚に富んだ職員の育成・能力開発・意識改革を含めた組織風土の改革として取り組んでまいります。</p>
7	<p>現在、空き地になっている区の文化人ゆかりの地（現在、国が所有）を、公園や新宿区の施設としての活用を要望する。</p>	<p>具体的な要望のため、個々のケースに応じて検討してまいります。</p>
8	<p>（計画の基本的考え方に関して） 地域社会の課題の複雑化等には従来以上にミクロに渡っての対応が必要である。それが故に国家への帰属意識が希薄になれば由々しき問題であり、どう繋ぎ止めるかも課題と思う。更にボランティア中に知りえた私的情報の守秘義務等の個人を保証するための条例・組織を整備する必要があり、十分議論しておく必要が有る。 尚、都民として不公平が発生しないよう他区との整合性等、考慮する必要が有る。</p>	<p>協働を通じて、柔軟で選択性のあるきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、区政への区民参画の促進を通じて、区民の地域への愛着と支え合いの意識が育まれるよう推進します。 また、私的情報の守秘義務等も大切なことあります。区では、個人情報保護条例で、区民の基本的な人権の擁護を目的とし、第5条で「区民の責務」として個人情報の保護に努めなければならないとしています。この条例の趣旨を踏まえ、今後とも個人を保証するため十分留意していきます。また、課題に応じて他区との連携を図っていきます。</p>

9	<p>(今、なぜ協働なのかに関して)</p> <p>地域の課題に協働する人選は、色々な立場の人が選任される必要が有る。色々な立場の人の価値観の差を埋めることは至難であり、妥協点を模索するためにも、他区との協議は必要になる。</p>	<p>様々な立場の人々がお互いを認め合うことは、協働を推進するための原則です。そのために、「様々な主体の交流事業の拡大」や「公募委員制度の拡充等」の仕組みを活かし、目的を共有しながら、多くの人たちとの協働を進め、地域の課題解決を促進します。また、課題に応じて他区との連携を図っていきます。</p>
10	<p>(新宿区・地域の現状と課題に関して)</p> <p>少子高齢化、環境保全、安全安心等有力課題を出来るだけ財政負担にならないよう協働体制及び社会制度を作っていないかなければならない。</p> <p>ワンルームマンションの建設など、街作りは協働体制に影響を与える。行政は街作りにもう少し配慮すべきであり、対策を。</p>	<p>これからの社会経済状況を考えれば、適切な財政運営を進めることが常に求められます。少子高齢化、環境保全、安全安心などの区の重要課題に対しても、区民をはじめNPO・事業者などとの協働により効率的・効果的な取り組みを行っていきます。また、ワンルームマンションに対する対策については、15年12月に制定したワンルームマンション条例により取り組みを進めます。今後ともそれぞれの地域の実情に即した「協働と参画」を基本とするまちづくりを推進します。</p>
11	<p>(協働を推進する環境づくりに関して)</p> <p>価値観が多様化する中で、協働を推進する環境作りは大変難しい。区内の専門家による教育など、協働推進の成否の鍵は、安易な妥協による協働でなく、区民の心のきずなの構築に有る。</p> <p>協働を推進する手段としての費用はできるだけ圧縮すべきであり、節約・儉約に徹底して欲しいと思う。</p>	<p>少子高齢社会・生活スタイルの違いなどによる人々のくらし・意識の変化や、多くの外国人・昼間区民を抱える中で、「協働」の基本原則を踏まえ、目的の共有化を図りつつ、協働を推進する環境づくりに取り組みます。また、地域の人材を活かした協働の推進に努めるほか、「事業評価制度」などによる効率的・効果的な事業実施を図ります。</p>
12	<p>職員の意識改革：古い体質のままの職員もあり区民のニーズを意識して仕事に専念してもらいたい。</p>	<p>協働を推進するためには、職員の意識改革が基本です。現場現実を重視した職員の意識改革を進めます。</p>

13	<p>仕組みの見直し：住民参加の拡充と重複や期間の見直しをはかり、団体代表など同じ顔ぶれにならないよう、又、人権擁護委員と民生委員は、今のままでいいのか疑問に思っている人が多い。民生委員法は戦後貧困救済が主体であったため名誉職化している。どのようにしたら変えられるのか、その仕組みを知りたい。これを改革する方法は、新宿区あたりから発信してもらいたいと提案する。</p>	<p>多くの区民にとって様々な区政への参画の仕組みを整えることは重要なことです。「公募委員制度の拡充等」により、人権擁護委員および民生委員など国の法令等に定めのあるものを除き、各種委員の公募制の拡充と任期の見直しなどを進めます。(なお、民生委員は、平成12年法改正により、住民の保護指導から自立支援へと職務が変わり、名誉職規定は削除されました)</p>
14	<p>公共施設の開放：地域での支えあいとして、自分に出来ることがないかと思っている人が多いが、既成の会に入りにくいこともあり、参加の場を広げるために場所の確保は大切。身近で気軽に出入り出来る何時でもお茶だけ飲めるような場所などどうか。</p>	<p>区の施設が多くの人々の出会いの場として活かされることが必要です。公共施設の開放については、時代の変化をふまえつつ、多くの人たちが出会える場となるよう、活用方法を検討します。なお、身近で気軽に出入り出来る場として、地域センターの談話コーナーなど既存のスペースの活用という視点も含めて利用促進を図ります。</p>
15	<p>最初の模索の時間を大切にすべきである</p> <p>何故、協働なのか。地方分権の時代では、自治体として自治の能力と体力を付ける、住民参加で地域社会を創って行く、即ち、区職員・住民の能力と体力が一番の問題である。</p> <p>職員の意識改革で、自分達には、地方分権を支える力は備わっていないということに気がつかなければ何事も始まらない。</p> <p>住民については参加者の輪を広げることである。住民のポテンシャルを引き出すとしたら、今、行政の周まっている人たちだけではやれることは知れている。昨年、地域会議が動き出したばかりである、この動きを大切にすべきである。出来るだけ多くの人たちに呼び掛け、この場での模索の時間を大事にすべきである。</p>	<p>協働を、拙速でなく区民の皆さんと共に歩みを進めることは大切なことです。</p> <p>職員の意識改革については、地方分権を推進する視点で、「専門性の向上・政策形成能力向上研修の充実」「行政コスト計算マニュアルによる職員の意識啓発」「職員の社会貢献活動への参加促進」、また協働と参画の多様な取り組みにより、組織風土の改革を進めます。</p> <p>なお、住民参加の輪を広げることについても、課題別地域会議が地域住民の主体的な参加により一層広がっていくよう支援していきます。</p>

<p>16</p>	<p>この案の扱い</p> <p>ほんの一握りの人たちの手になるものを「計画」として世に出すことは協働の精神に反する。「計画」という用語は使うべきではない。</p> <p>施策の「協働支援会議」の設置には時間をかけるべきである。</p> <p>区長とのトークを開くとか広く住民の意見を集め、それを基にして進めるべきである。</p> <p>「推進プラン」も「取り組み」も、いずれにも区内協働体制が見えない。重み付け、相互連携の無い施策を並べても何も進まない。各々が意識改革の無いままバラバラに動くのは却ってマイナスである。</p>	<p>新宿区・地域との協働推進計画は、公開で実施した策定委員会からの提言をもとに、また広く区民のパブリック・コメントを行い、計画を策定しております。</p> <p>また、「協働支援会議」は区とNPO等との協働事業に関し、具体的な問題を協議する場として設置します。なお、区のホームページで運営状況を公開し、区民の意見を反映できるよう図ります。</p> <p>区内協働体制については、15年4月に職員体制の規程整備を行いました。さらに計画の「協働と参画を進める区の組織のあり方」の中で総合力のある組織づくりを進めます。</p>
<p>17</p>	<p>他自治体に学ぶ</p> <p>住民参加の輪を広げるという視点で、八王子市、練馬区、足立区、志木市、島根県等他自治体のトライを参考にすべきである。</p>	<p>他自治体の先行事例についても参考としていきます。</p>